

原告団

ニュース125号

目 次	
・ 裁判報告	1
・ 六ヶ所再処理工場のパブコメについて	9
・ 「放射汚染水を海に流すな」7・22緊急行動	14
・ 核燃を巡る動き	15
・ お知らせなど	16

次回裁判 2020年9月11日(金) 午後1時45分～ 青森地方裁判所 円卓会議
 午後2時～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表(弁護士) 浅石 紘 爾

第1 適合性審査終了=審査書案了承

1. はじめに

3.11で試運転がストップしていた六ヶ所再処理工場の適合性審査が終わり、事実上の「合格」を意味する「審査書案」の取りまとめが行われました。これに対して、規制委員会が意見公募(パブコメ)を行ない、7月29日に最終の許可がなされました。そこで、これまでの経過を報告し、今後の課題についても触れてみます。

2. これまでの経過

- ・ 2013. 11. 27 新規制基準制定
- 12. 18 施行
- ・ 2014. 1. 7 日本原燃 再処理事業変更許可申請
- ・ 2014. 1. 17 規制委員会第1回審査会合
- ・ 2014. 5. 30 日本原燃 補正書提出(以降、2020. 4. 28まで計20回の補正を繰り返した)
- ・ 2017. 10 審査中断、2018. 4. 4 再開
- ・ 2020. 5. 13 審査書案を取りまとめ了承
- ・ 2020. 6. 12 パブコメ締切
- ・ 2020. 7. 29 合格証



2020. 7. 30 東奥日報

3. 取りまとめに対する抗議

原告団ほか6団体が呼びかけ団体となって、2020年5月12日、「六ヶ所再処理工場

の審査を進めないことを求める要望書」を規制委員会に提出しました。賛同団体として全国の210団体が名を連ねました。

この要望書は、これまでの審査は、活断層（基準地震動）評価、火山の影響の過小評価、臨界事故の危険性など重要な事項について審査が不足しており、結論（審査書案の取りまとめ）を急がないようという申し入れでした。

ところが、規制委員会は5月13日、予定どおり定例会合を開いて、殆ど議論らしい議論もないままに、規制庁が取りまとめた審査書案をそのまま了承してしまいました（1号要件・平和利用については原子力委員会の、3号要件・経理的基礎については経産大臣の意見を聴く）。

これに対して、上記団体は、直ちに安全規制上の難問、疑問が山積みし更なる慎重審議が求められた「不要不急」の典型事例であるにもかかわらず、新型コロナ騒ぎのドサクサに紛れ、会合を非公開として審査書案を了承したことは「火事場泥棒」の誹りを免れない暴挙であると抗議しました。

4. 審査の違法・無効

審査書案は326頁に及ぶ大分なものです。その310頁は再処理工場の安全性（2号要件・技術的能力、4号要件・安全性）に関するものです。

しかし、個々の審査結果には到底納得できない過誤・欠落があり、取りまとめは違法・無効と言わざるを得ません。この点は、これまで再処理裁判の中で原告団が指摘・批判しており、今回はパブコメでも意見を述べました。審査書案ができるまでの規制委員会、規制庁の審査には重大な手続面での違法があります。こ

の点について以下にパブコメの一部を援用します。

<意見>

本件審査手続は、原子力規制委員会設置法が要求する委員会の中立公正性を欠いているから、違法無効である。

<理由>

(1) 事業変更許可申請の補正の経緯

2014年1月7日本件事業変更許可申請がなされ、2020年5月13日の最終審査会合までの間に、同年5月30日を第1回として20回にわたる補正が繰返され、最終補正書に対して規制委員会の本審査書案が作成され、取りまとめがなされた。

(2) 補正の根拠と限界

原子炉等規制法などの現行法令に、本申請に対する補正を認める手続規定は存在しない。

申請内容中の不明瞭な点、疑問点、誤字などの単純な誤りがあれば、申請内容を確定させる観点から、釈明を求めるのは当然の措置として容認されてる。

すなわち、補正にはおのずから限界があり、補正は上述の範囲に限定されるべきであり、規制機関である規制委員会が申請許可の方向に誘導したり助言することは厳に慎むべきである。規制委員会に対し、原子力規制委員会設置法第1条が、中立・公正な立場を堅持して審査に当たることがを要求しているゆえんである。

従って、審査及びそのまとめである審査書案の作成は、申請事業者と規制委員会の共同作業であってはならない。規制委員会はあくまでも確定した申請内容の適否を審査する規制機関であり、その権限を超えて申請内容の訂正・変更を促すような言動は厳に禁じられている。

(3) 補正内容

然るに、規制委員会は前述のように20回にも及ぶ補正を受け付けた。

しかも補正内容は、当初許可申請内容の大幅な変更となっており、当初内容との同一性は完全に失われている。

審査書案が、規制委員会の助言と誘導によって作成された最終補正書を審査対象としたものであることは、審査書案の記述から明らかである。

5. パブコメ（意見公募）の結果について

六ヶ所再処理工場の事業許可変更申請に係る審査書案に対するパブコメ件数は760件で九州電力・川内原発の17,819件、玄海原発の4,200件に比べると非常に少ない結果になりました。

その原因は、①原発事故が福島第一原発やチェルノブイリ原発の事故のように現実に起こり、その被害を直接・間接に体験して事故は身近なものという認識が多くの人々に共有されている、②再処理とは何か、その危険性についてわかっていない人が多い、③1ヶ月という公募期間が短すぎる、という点にあるのではないかと考えます。

本格稼働を阻止するため、六ヶ所再処理工場の危険性・不要性について、県内外での一層のPA活動をする必要性を痛感しています。

6. 再処理工場の本格稼働はいつになるのか

今後の手続としては、日本原燃が設計及び工事方法の申請を行ないます。「設工認」とは再処理施設の変更に伴い行う安全対策としての補強工事の詳細設計と工事計画を提出して規制委員会の認可を受ける手続です。この中には高汚染した

建屋（高レベル廃液固化建屋など）やセルがありますが果たしてそこに立ち入って工事することが可能なのか。また、老朽化した設備機器の改修ができるのか、耐震工事が可能なのかも疑問です。

設工認の申請書は膨大であり、これに対する審査には困難と長期間を要すると考えられており、増田社長は「簡単ではないと認識している」と自認、また更田委員長も「審査は数年のオーダー（規模）になる」との見通しを述べています。

設工認が出て工事が完了すると規制委員会による使用前検査に合格しなければなりません。

このような法的手続と変更工事が完了しても、次に待っているのは青森県や六ヶ所村など地元との安全協定締結です。このような工程に鑑み、日本原燃が目標としている2021年度上期の竣工は不可能であり、六ヶ所再処理工場の本格操業は先行きを全く見通せないのが現状です。

第2 再処理裁判

被告準備書面（52）に対する2つの準備書面を提出しました。

準備書面（172）—サイバーテロに係る
規制と対策の不合理性
（川井康郎さん担当）

1. サイバーテロ対策は、新規制基準の第10条に規定されており、被告は、「この規制はハード面・ソフト面（認可・検査）の両面で合理的になされている」と主張するが、年を追って増加し巧妙化する実際のサイバーテロ攻撃への対処の実効性を担保するものではない。

2. 攻撃事例

①最近の原子力施設、電力システムの制御系に対する攻撃事例としては、イランのウラン濃縮工場の遠心分離機の破壊、ウクライナの変電所の大規模停電などがあり、②原子力施設の業務系・情報系への攻撃事例としては、米国デービス・ベッセ原発のコンピューター停止、我国の原子力開発研究機構の本部職員のパソコンがウィルスに感染し外部へ情報が漏洩、また最近の事例としては国内有数の防衛産業である三菱電機のパソコンが感染し防衛機密などが流出するなど多数の事例がある。



2020.2.12 朝日新聞

3. 制御系の攻撃が深刻な結果を招く

通常運転時に反応制御、加熱、冷却、切替えといった設備の操作を行なう制御系システムは、ファイアウォールと呼ばれるフィルタリングシステムによってインターネットあるいはVPNなどの専用回線を通じて侵入してくる不正なアクセスから保護されている。例えば、核物質の不法な移転、紛失、盗取などを常時監視す

る保障措置の一環として、核セキュリティ上重要なパラメータや監視カメラ画像などは計量管理システムと専用回線を通じて規制当局やIAEAの常駐査察官に常時送られ、連続的な監視が実施されている。それらの回線を通じた不正プログラムの侵入を防ぐのがファイアウォールであるが、最近の手口を見れば、ファイアウォールを突破した原子力設備やインフラ設備へのマルウェアによる攻撃はますます増加している。いわば、攻撃側と防御側との「いたちごっこ」が続いている状態であり、再処理工場への攻撃の具体化はいつ起こってもおかしくない。

4. 遮断でも防ぐことは出来ないサイバーテロ攻撃

被告は「制御システムは外部から遮断されているので問題ない」と主張するが、攻撃が制御システムに対して行われた場合の被害は深刻である。誤データ、誤作動などを意図的に発生させて正常な運転操作を妨害して事故に至らし（実際にイランのウラン濃縮施設では遠心分離機の破壊に至った）、更には過酷事故対策を不能にすることが可能となる。例えば、攻撃的プログラムが、常時冷却を要する高レベル濃縮液タンクへの冷却水供給を妨げて廃液の蒸発乾固という重大事故を引き起こしたり、内部流体の流量を意図的に誤制御して臨界条件をつくり出したり、使用済み燃料プールの冷却を意図的に停止させたり、可燃物のセル外での漏えいを意図的に引き起こしたりと、攻撃の対象には枚挙にいとまがない。再処理工場そのものが持つ本来の危険性を考えれば、制御系への意図的なサイバー攻撃を受けた場合のリスクは極めて深刻である。

システムへの外部からの侵入は高度技

術によりファイアウォールを突破して、あるいは、USB等の持ち込みや従業員を介してウイルスを持ち込むことが可能である。後者の場合、Air Gapと呼ばれるネットワークからの物理的隔離（空隙）によってシステムが守られていたとしても、外の世界とデータをやり取りする際にはリムーバブルなメディア（例えばUSB）に頼らざるを得ず、そこにセキュリティ上の弱点が生じる。侵入者がサイバー攻撃を通じた放射性物質の大気中への大量拡散という意図的な目的を持っている場合、その手口は更に巧妙化し、攻撃の成功率はいつそう高まるであろう。

5. 適合性審査書の不十分さ

日本原燃のこの問題に関する申請内容は、

(1) 人の不法な侵入の防止

コンクリート壁、柵、探知施設の設置等

(2) 不正な物件の持ち込みの防止

制限区域出入口での目視による持ち込み物件の確認、検査等

(3) 不正アクセスの防止（一部黒塗りによって判読不可）

装置の操作に係る情報システムは電気通信回線を通じた外部からのアクセスを遮断する設計とする。

(4) 手順・体制

上記を可能にするための手順の作成、教育、訓練を実施する。

要は、「外部からのアクセスを遮断する設計」ということであり、常識の範囲を超えていない。しかしながら、前述のように、外部からの意図的かつ不正なアクセスをファイアウォールやAir Gapにより「完全に」防止することは不可能である。

6. まとめ～サイバーテロへの対処は不可能

サイバー攻撃を防ぐことは極めて困難であり、それが制御系に対して行われた場合には設備を制御不能な状態に陥れて重大事故を引き起こすなど、意図的な航空機の落下や外部からのミサイル等軍事攻撃といった武力攻撃に劣らない物理的な被害を生み出す可能性がある。被告の言う「規制が対策を要求している」というだけで「サイバー攻撃に対する施策が合理的なものである」というのは安全性への具体的担保を欠いた全く根拠不足の短絡的主張でしかない。

昨今の国際情勢や実際の原子力施設へのサイバー攻撃の発生により、核物質防護対策、サイバーテロ対策、発電用原子炉における特別重大事故等対処設備などに係る詳細情報はおろか基本仕様さえも、関連規制組織との間の議論を含めて非公開となっており、我々国民の目からは遮断されているのが実情である。これは明らかに原子力基本法の「公開原則」違反であり、この原則を遵守することの出来ない本件施設は社会から退場すべきである。

準備書面（173）—立地評価の不備（2）

1. 「立地審査指針」の解釈・運用

本件施設の立地条件の適否（万が一の事故が起きた場合に公衆（住民）の安全確保ができるかどうか）を判断するための指針として「核燃料施設安全審査基本指針」と「再処理施設安全審査指針」（以下「立地審査指針」という）がある。

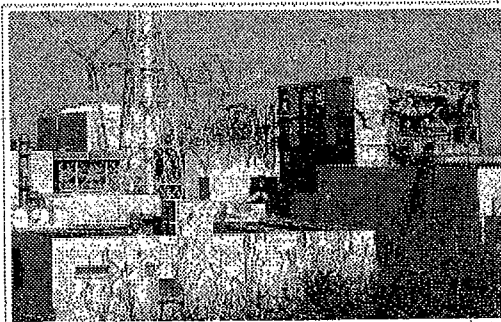
立地審査指針で想定されている事故は「立地評価事故」である。この事故の想定は、再処理施設と一般公衆との離隔が適切に確保されているか否かを判断することを目的とする。

離隔距離が確保されているかどうかは、

非居住区域及び低人口地帯への目安線量(0.25Sv)を超過しているかどうかで判断され、施設の安全性は敷地の範囲内で確保されていると解釈されてきた。

ところが、福島原発事故の場合は、敷地外へ放射性物質が大量に放出され、立地審査指針運用の誤りが明白になった。

この誤りを教訓として、原子力規制委員会は、新規制基準を策定する際、新たな立地評価にかかる規制措置を設けるべきであった。



2011.11.12 朝日新聞(爆発した福島第一原発)

然るに、策定された新規制基準は、立地評価にかかる規制を設けることなく、重大事故対策の有効性評価をすることで立地評価に代替できるという方針をとるに至った。

2. 新規制基準の誤り

重大事故等の対策の有効性評価を立地評価に代替させることができるというこの考えは、重大事故等の対策が有効に働く場合の考え方であり、有効に働かない場合はそのようにならないが、それは考えないということになる。

特に、設計基準を超える巨大地震や津波・巨大噴火などの大規模な自然災害、大型航空機の墜落事故等による大規模損壊が発生した場合には、重大事故等の対策が有効に働かないことは当然あり得ることである。それに対する安全確保策である立地評価を無くするということは、伊方最高裁判決が示した「具体的審査基準に不合理な点があ

る場合」に該当し、本件新規制基準が違法であることは明らかである。

3. 被告の反論

これに対し、被告は次のように反論する。

- (1)立地審査指針の要求事項と同等以上の規制がなされていること(立地評価事故の評価は重大事故等対策の有効性評価の中に含まれているから離隔の検討は不要)。

放射性物質の放出抑制目標は、新基準(解説28条の2)では「セシウム137換算で100テラベクレルを十分下回る」ことが要求されているが、これは旧指針の要求事項より厳しいから、この対策に加えて、さらに旧指針のような離隔を要求する必要性はない。

- (2)立地審査指針当時と比べ原子力災害対策が充実・強化されたこと。

原子力災害対策指針(以下「本指針」という)が法定化され、VPZ、EAL、OILが導入された。

4. 再反論

- (1)新規制基準の重大事故対策は有効性に乏しく、立地審査指針の要求事故より厳しく規制しているとは言えない。

例えば、放射性物質の閉じ込め機能(規則第4条)は不完全で外部放出を防止できない。放出抑制のため放水砲や大型ポンプが用意されているが、その効果は殆ど期待できない。

重大事故等対処設備として、可搬型設備(電源車、冷却水ポンプ、排風機など)が準備されているが、大地震や火山噴火による降灰などの自然災害が起きた場合には、現場での作業の困難性、設備の故障などにより可搬型設備の有効性は極めて限定的もしくは無能である。

- (2)原子力防災対策には実効性が無い。

①EAL(緊急時活動レベル)

本件施設の原子力災害対策重点区域の

範囲は、本件施設から「おおむね半径5km」を目安とし、上記区域のすべてをUPZ（緊急的防災措置を準備する区域。屋内避難、モニタリングなどを実施）としている。

しかし、この決定は、以下の理由から明らかに不合理である。

⑦基準28条の重大事故などに伴う緊急事態の発生に備えて、本指針は避難、屋内退避、ヨウ素剤服用などの予防的措置を講じることを要求しているが、これだけでは、周辺公衆（住民）に対する被ばくの防護措置としては極めて不十分である。本指針は住民に対する被ばくの強要を容認していると言わざるを得ない。

⑧本指針は全面緊急事態における被ばく範囲を過小評価している。

国内外の再処理工場では多数の事故・トラブルを繰返しており、このうち「ウラルの核惨事」がもたらした放射能汚染範囲は幅約9km、長さ105kmに及ぶ帯状の広大な地域に拡散した。また被ばくの範囲、被害の甚大性については、専門家（高木仁三郎氏）や研究機関（西ドイツのケルン原子炉安全研究所やグリーンピースのレポート）が最大想定事故の評価を公表している。

これによると、指針の「半径5km」はあまりにも過小評価と言わざるを得ない。

⑨六ヶ所村は、2020年1月1日現在人口1万250人（世帯数約4,500）で、本件施設の半径約5km圏内には、同村の町役場、公民館、病院、小中学校、銀行、商店などが立地する市街地とそれを取り巻く住民居住地で構成された尾駈地区（人口約1,000人）が含まれる。

また、本件施設から直線距離で約3kmの地域に、日本原燃の職員住宅、リープ・ショッピングモールという商業施設や文化交流プラザスワニーが存在する。

六ヶ所村は広く、半径5km圏の内外には、非居住区域（公衆が原則として居住しない区域）及び低人口地帯（人口密度の低い地帯）もしくは人口密集地帯が存在する。

⑩以上から明らかなように、本指針の定めは、実効性ある防災対策からは程遠いものであり、これをもって、立地審査指針で要求する低人口地帯の設定が不要に

なると解することはできない。

⑪青森県は本指針を受けて青森県原子力防災計画を策定したが、実際の避難は、避難道路、輸送手段、受入れ施設、情報伝達などの確保に深刻な不足と不備があることから難航が予想されている。しかし、本指針上、住民避難計画を含む原子力防災計画の実効性についての審査、検証は義務付けられていないため、実際に緊急事態が起きたとき、指針に沿った具体的対応ができない。時々行われる住民避難訓練において、その不備と欠陥が具現化している。本件施設周辺は人口密集地帯と低人口地帯で構成されているにもかかわらず、被告が主張する原子力防災対策をもって、重大事故発生からそこに住む住民の被ばくを防止できないことは明白である。

⑫OIL

事故後（放射能放出後）の防護措置（OIL）の初期設定値として指針別表3は、「地上1mで500 μ Sv/hを観測した場合は、数時間を目途に区域を特定し避難を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）。このような防護措置は、明らかに立地審査指針が要求している「周辺の公衆に放射線障害を与えない」という目標に違背している。

なぜならば、「避難開始の基準である空間線量率500 μ Sv/h」は、以下のとおり住民に対して過大な被ばくをもたらす危険な数値である。

- ・2時間で、通常時の一般人に対する年間の線量限度である1mSv（1000 μ Sv）に達してしまう。
- ・避難が遅れる可能性があり、その場合にはさらに被曝線量が増える：

仮に、その場に1日（24時間）とどまれば
500 μ Sv/時間 \times 24時間

$$=12000\mu\text{Sv}=12\text{mSv}$$

1週間（7日間）とどまれば

$$500\mu\text{Sv/時間}\times 24\text{時間}\times 7\text{日}$$

$$=84000\mu\text{Sv}=84\text{mSv}$$

1か月間（30日間）とどまれば

$$500\mu\text{Sv/時間}\times 24\text{時間}\times 30\text{日}$$

$$=360000\mu\text{Sv}=360\text{mSv}$$

と、それぞれ被ばくすることになり、一般

人としてはとても受け入れられる線量ではない。

立地審査指針の基準を採用せず、重大事故対策で代替させようとする本指針の適用は住民の安全確保とは逆の結果をもたらすものであり到底容認できるものではない。

(3)まとめ

立地審査指針は現在も有効に存続している。そして、原子力施設の安全性確保の基本とされる深層防護の考えによれば、事故は起こるものと想定しなければならず、万一の事故の場合に周辺公衆の安全を確保する立地審査指針は適用されなければならない。立地審査指針を適用していない現在の法規制は、必要な基準を適用しない違法な状態である。

第3 被告原子力委員会の対応

被告は、前回法廷で約束した火山関係の準備書面を提出できなかった。従って、この日は7,8名の代理人がただ顔を見せただけでした。理由はコロナで打ち合わせができなかったため。原告は反論の準備をしているので、緊急事態宣言も解除されたことだし、期日外でも早急に準備書面を出してほしいと申し入れたところ、東京都はまだ解除されていないので、7月一杯はかかると発言したので、「みなさんはどちらの役人ですか」と皮肉を言ったら裁判長も苦笑いし、出来るだけ早い提出を促していました。

また、審査書案の取りまとめも終わったことだし、これまでの原告の主張に対する認否反論を出してもらって主張整理ができるようにすべきであると言ったところ、裁判長もうなずいていました。

第4 次回裁判

コロナに神経質になっている裁判所は、3蜜対策で傍聴券を配りましたが、傍聴人は推進側の動員10数名だけでした。進行協議もいつものラウンド法廷ではなく5階の大会議室を使用。口頭弁論も原告準備書面

のプレゼンもなく、短時間で終了しました。

今回は、2020年9月11日(金)

進行協議 午後1時45分～

口頭弁論 午後2時～

となっています。

当日は、審理・傍聴とも元通りに正常化しました。

弁論更新の意見陳述や準備書面のプレゼンも復活、実施されますので、遠慮なく多数の傍聴をお願いします。



2020.7.30 デーリー東北

六ヶ所再処理工場のパブコメについて

事務局長 山田清彦

1. パブコメに反対意見集中

7月29日、原子力規制委員会で新規制基準に基づく「審査書案」が了承された。当日の配布資料1に、765件のパブコメとそれへの回答が示されていた。この回答は、余りにも誠意のない回答であり、むしろ寄せられた意見の方が参考になる感じである。

規制委としては、寄せられた意見を①「日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請書に関する審査書（案）に対する御意見」と②「審査書案に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方」の2つに分けて掲載している。

①の意見は912件で回答が201件、②の意見は607件で回答が21件。パブコメ件数を765件としているので、意見総数1519件とは合わないが、1つの意見を区切って掲載しているのので、このようになったのだろう。

ちなみに、①の一番多い意見は207件で、②の一番多い意見は457件であった。どんなに一所懸命根拠を示して書いても、どんなに簡単に反対を表明しても同一の回答とし「同上」扱いであった。

なお、全体を一通り眺めてみたが、殆どは「審査をやり直すべき」、「再処理すべきでない」が主流であった。そのような意見が大勢を占めていたが、10件くらいは「再処理するかどうか国民的議論をするべき」という、折衷説的な意見もあった。たった1件だけ、規制委の更田委員長を褒め称える意見があったが、背景には官僚が付度するのを見させられていたので、（官僚出身ではない）更田委員長にはそれが感じられないというものだ。

不思議なことには、再処理するべきという意見が一件もないので、今回のパブコメに限っては、過去の原子力安全・保安院時代のような、やらせ（プルサーマル推進の旗振りを電力社員がやった）がなかったということが唯一の救いであった。

2. 原告団としての取り組み

原子力規制委員会が審査書案をまとめた段階で、新聞紙上では「事実上の合格」という文字が躍っていて、パブコメが形式的であるということはさんざん言われていた。

でも、やっぱり、意見を出すことに意義があるのではないだろうかということで、「審査書案」を読み、疑問点に付箋を付ける作業をしてみた。規制委は日本原燃との審査に6年以上かかっているが、公開審査がネット上で見られるので、全体像をぼんやりながら把握しているつもりだったので、それでフィルターを掛けてみた。その上で、公開審査資料を再度見直したりした。私は60カ所に疑問があつて、ネットから提出した。浅石代表と十和田市の吉田さんも複数の意見を提出した。

ただし、回答の多くは「同上」で返って来たので、参考になる回答を探すのが大変である。勿論、今後の裁判活動の上で、今回の規制委からの回答を基にして、反論を書く用意をするつもりなので、そういう敵の嫌がる材料を探すことになった意味では、パブコメに意見を出したことが無駄ではなかったと思っている。

3. 寄せられた意見で注目すべきもの

原子力部門への人材確保の困難さと使用済燃料の15年貯蔵への疑問が示された。

①に対する意見（p56~57）

再処理工場の稼働には、十分な技術的能力をもった人材の安定的な確保が必要です。人材の枯渇の現状を考えれば、その将来的な脆弱性は明らかであり、この点だけから見ても、六ヶ所再処理工場の稼働はやめるべきだと考えます。

私は、大学で数学を教えてきました。また就職先としても原子力は人気がありません。リーマンショックの翌年の就職超氷河期に、原子力関係から、就職勧誘がありました。そのあと東京電力福島第一原子力発電所の事故があったためでしょうか、学生の間での人気は冷えたままです。

そのような時期にも、原発の現場を希望して電力会社に就職した学生がいました。しかし彼も「高浜町の元助役との癒着」のスキャンダルを前にして、士気を失ったようでした。こんな例外的な学生ですら失望するほどの現状であることは認めるべきです。

さらに、原子力一般の不人気に輪をかけて、「もんじゅ」を含む「核燃料サイクル」の不人気は、もはや動かしがたいと感ずります。

たとえば「もんじゅ」は1995年に運転を始め、その直後に事故を起こしました。この事故は、私には想定内でした。しかし2010年に運転の再開の準備中に起こした事故は、素人の私にすらショックでした。現場が技術力を失っていると気づかされたからです。私の印象を裏付けるように、2015年11月13日、原子力規制委員会は「もんじゅ」について、勧告を出し、その運転母体について「安全確保に必要な資質がないと言わざるを得ない段階」に至ったと認定しました。

もはや「核燃料サイクル」には、人材の枯渇は不可避です。「核燃料サイクル」の中でしか存在理由のない再処理工場は、今、断念するのが最善です。

①に対する意見 (p113~114)

「Ⅲ-1 再処理を行う使用済燃料の種類(冷却期間)の見直し」について

本文中において、「本申請時点において既に長期間保管されている使用済燃料を、今後必要な規制上の手続等を経た後に再処理することを考えれば、実際にせん断処理される使用済燃料の冷却期間は、設計条件としている使用済燃料の冷却期間よりも長くなることは明らかである。」とありますが、本当にそうでしょうか。また、それが安全上最も良い方法なのでしょうか。

再処理前の使用済燃料の冷却期間を長くすると、Pu-241等の放射性崩壊により、高レベル放射性廃棄物となるマイナーアクチノイドの量が多くなり、地層処分時の廃棄体の熱的余裕が小さくなることが考えられます。

そのため、硬直的に冷却期間を15年以上とするのではなく、例えば冷却期間が長い燃料

と、短い燃料を同じタイミングで再処理し、高レベル廃棄物の熱量を小さくするなどの選択肢も残しておいた方が、中長期のエネルギー政策の柔軟性を向上させ、トータルとしての安全性を向上させるためにも得策なのではないでしょうか。

また、再処理後のMOX燃料の製造にとっても、冷却期間が短い方が、核分裂性核種をより多く燃料として装荷でき、プルトニウム消費の効率向上や、ウラン資源の維持が期待できます。

冷却期間を15年以上とすることで、核種溶液の崩壊熱密度や放射線量が大きく低減されることは承知しておりますが、今回のように冷却期間を硬直的に15年以上とすることは、果たして最良の方法なのでしょうか。

4. 蒸発・乾固への回答

高レベル廃液の沸騰・爆発に関する質問も数多く寄せられたが、詳細について問いかけても答えがない。唯一の答えが以下ですが、とても回答とは言えないですね。

①に対する回答 (p389~390)

再処理施設における重大事故への対処の特徴は、大容量の電源への依存度が低いこと、事故対応の時間的余裕が大きいこと及び事故が複数箇所が発生する可能性があることであり、これらの特徴を踏まえれば、重大事故等対処設備は、可搬型設備の方が自由度が高く有効に機能する可能性があります。

有効性評価の確認の際には、厳しい作業環境(高線量下、夜間、悪天候、地震等によるアクセス性の低下等)下において、対策の時間(余裕含む)、対策に必要な重大事故対処施設、電力、冷却材量、資機材等が適切に考慮されていることを審査において確認しています。また、重大事故対処施設等が予備も含め十分な数を確保されること、共通要因で同時に機能が損なわれないこと(分散保管等)、接続口の共通化、簡易化が図られていることを審査において確認しています。

放射線防護、放射線管理の観点からは、想定される重大事故等が発生した場合において

重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること、移動時及び作業時の状況に応じて防護具及び個人線量計を着用すること、被ばく線量を1作業当たり10mSv以下とすることを目安に管理すること等を審査において確認しています。

さらに、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、あらかじめ体制、手順書を整備し、高線量下、夜間及び悪天候等を想定した事故時対応訓練を実施すること等を審査において確認しています。

事故発生後7日間は、常駐する実施組織要員（協力会社の要員を含む。）や、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により事故対応を維持できる方針であることを審査において確認しています。

その上で、重大事故等及び大規模損壊の発生時に外部から支援を受けられるよう支援計画を定め、支援計画に基づき、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織からの技術的な支援、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣、プラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制を整備する方針であることを審査において確認しています。

5. 代表回答

沢山の意見に対しての、まとめた回答ですが、お粗末すぎます。

①に対する207件の意見への回答（p221）

再処理施設においては、周辺監視区域外の線量が年間1ミリシーベルトを超えないとする法令限度を定めており、この値については、国際的な水準を踏まえたものであり、原子力発電所に対するものと同じです。その上で、再処理施設においては、起因する放射性物質による影響について、施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っています。

本再処理施設における通常時の一般公衆の線量評価に当たっては、運転時における再処

理施設からの放出量及び被ばく経路として、農・畜・海産物摂取による内部被ばく等を考慮しており、線量評価の結果は年間約0.022mSvとされており、当該基準を満足しています。

また、本申請における再処理する使用済燃料の冷却期間の見直しを踏まえ、放出管理目標値については、既許可申請より低い値に見直されており、当該内容に係る審査結果についても、審査書（案）「Ⅲ-1」に記載しています。

なお、再処理施設については、液体の放射性廃棄物が海洋放出施設から放出されることを踏まえ、敷地内及び敷地外における空間線量率、空気中の浮遊じんにおける放射性物質に加え、再処理事業者に対し、海洋放出施設の放出口周辺の海域の海水、海産生物等に係る放射性物質の濃度等を3ヶ月ごとに記録し、国に報告する義務を課しています。

放射性物質の放出管理等に係る事項は保安規定に規定されており、事業者の保安規定の遵守状況については、原子力規制検査を通じて監視していきます。

②に対する457件の意見への回答（p47）

【核燃料サイクル政策等】

日本の核燃料サイクル政策は、エネルギー基本計画（平成30年閣議決定）に基づき、経済産業大臣が対応するものと承知しています。

また、プルトニウムの利用については「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月原子力委員会決定）が原子力委員会により示されています。

その上で、原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としており、本審査は事業者の申請が新規制基準に適合しているか否かを確認したものです。

なお、新規制基準では、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力施設の安全機能に影響を及ぼすような自然条件や社会条件をより厳しく想定すること、重大事故等の発生を想定した場合の十分な対策を講じること、想定を超える大規模な自然災害等による

損壊への対策を講じること等を求めています。

6. 元六ヶ所村民からの意見

六ヶ所村民と名乗っての意見提出はなかったのですが、親せきが住んでいる六ヶ所村の将来を心配する声がありました。

①に対する意見 (p51)

私は六ヶ所村出身。すでに故郷をはなれて50年近くになりますが、子どもの頃は自然豊かな牧場、酪農家の家庭で育ちました。今でも姉夫婦や知人、友人が住んでいます。そんな故郷に突然核燃料再処理工場が出来、毎年子ども達を連れて里帰りするたびに驚いていました。

使用済核燃料、使いみちのない核のゴミをただただ運び試験するたびに事故や故障がくり返され、完成することなく現在に至っています。すでに老朽化しているのではないのでしょうか？

7. パブコメが済んだが？

新規制基準に基づく事業申請が認可されたので、これからは安全対策工事が行われる手はずになるが、10月に設計及び工事の認可申請書が提出される予定だ。総数は約6万ページというので、これが誤字・脱字の無い完成版で提出されるかが微妙だ。約1万ページの事業審査書が20回訂正されたのを考えれば、6万ページが一字の間違ひなく出るのかは疑問である。その審査には約1年掛かるそうだし、その後安全対策工事が1年掛かると言われているので、最短で2年掛かる計算。2022年10月に完工するかどうかは微妙。しかも、安全対策工事と放射能除去作業を同時に行うので、トラブルが多発する可能性がある。

このようなトラブル発生の際に、県民らが抗議文を出すなどすれば、職員の士気が下がるので、多少のトラブルが起きても問題にしないように、事前に「トラブル事例集」を配布しておくこととしたいと増田社長が述べたら、原子力規制委員会のメンバーが「それは、いい」と賛同したのだから、呆れる。

いずれにしても、2021年の完工延期は間違

いなかろう。早くても2023年の4月に間に合うかどうかではないか。丁度、青森県議会議員選挙と青森県知事選の最中で、核燃サイクルの是非を問う選挙になる可能性が高い。

ところが、日本原燃の計画では2021年度上期(9月)完成を目標としていて、最近まで増田社長がこの完工目標にこだわっていたが、事業申請の審査合格を受けて今後の運転スケジュールを見直すと報道されており、25回目の延期が8月末に発表される可能性が高い。日本原燃の社長の任期は約3年なので、昨年1月に就任した増田社長は、2022年10月まで社長に留まる可能性は低い。自分の社長在任中に完成を目指すからこそ、全精力を傾けるのだろうが、完工時期にいないことが分かれば、それほど完工に向けて精力と意欲を傾けないのではないだろうか。

今後の2年以上の間に、原告団の私達として出来ることは何か、完工まで黙って指を咥えているわけには行かない。今回のパブコメに寄せられた再処理工場の問題点に関する意見を整理して、再度日本原燃や原子力規制委員会への質問にまとめるとか、準備書面で裁判所へ許可の違法性を指摘すべく準備中である。

別項に書いたように、省庁交渉では原子力規制委員会の回答が得られる。他方、日本原燃とは六ヶ所村の本社でのやり取りが出来る。まずはそこから手を付けて、日本原燃の回答を引き出し、その上で、機会を見つけて省庁交渉で疑問を解明するようにしたい。その答えを公表し、再処理問題を国民的議論に深めてゆくことが必要だと思う。

なお、福島原発サイトに貯まっているトリチウム等を含む汚染水等に関するパブコメは3,000件を超えているが、六ヶ所再処理工場のトリチウム放出に関する御意見は残念ながら少なかった。福島では30年かけて薄めて流すことに県民と漁民から反対の声が上がっているが、六ヶ所再処理工場で年間800トン再処理で、福島原発の汚染水タンクに貯まっている量の約10倍が太平洋に放出されるかもしれないのに反対意見が少なかった。

福島でのトリチウム放出に関しては全漁連が反対の声を挙げているので、青森県漁連に

「放射能汚染水を海に流すな」7.22緊急行動

～トリチウムなどの海洋投棄反対、六ヶ所再処理施設の稼働反対～院内ヒアリング集会

(於：衆議院第一議員会館 国際会議室)
事務局長 山田清彦

7月22日、標記の集会が行われた。新型コロナウイルスの影響もあって参加者数を50人に限定したが、青森からの発言を求められて、私も参加しました。

メインはトリチウムなどの海洋投棄反対ということで、福島の人からの参加者が発言し、その後六ヶ所再処理工場の問題を私が発言するという形でした。詳細については実行委員会からの報告書が既にネットで出回っているの、アクセスしてもらえれば宜しかと思います。

私からは、原子力規制委員会と経産省の答えが食い違っていたことについて触れたいと思います。

六ヶ所再処理工場が年間800トン再処理すると、当初の計画では約8.8トンのプルトニウムが抽出できることになっていました。これは核兵器材料になるので、日本は同量の回収ウランと合わせて17.6トンのMOX燃料(プルトニウムとウランの比率が1:1)の形で製品となると説明されていました。その詳細を尋ねたら、原子力規制委員会の職員からは合計で14トンとの答えがありました。つまり7トンのプルトニウム抽出ということになります。

ところが、最近行われた衆議院の原子力問題特別委員会質疑では、経産省からの回答がプルトニウム6.6トンという回答がありました。ここで、約0.4トンのプルトニウムが減ってしまいます。約8kgあれば原爆1発が出来るのだから、原爆50発分が行方不明ということになるので私が再確認したら、経産省からそのような説明をしたのは事実という答弁がありました。

同じ場所において、原子力規制委の答えを聴いていながら、経産省はだんまりをしていたことになり。都合の悪いことは、知らないふりをする姿勢が見て取れました。

もう一つ気になるのは、規制委員会の更田委員長はトリチウムの汚染水について、4年冷却から15年冷却で再処理することにしたので、 9.7×10^{15} に半減したし、トリチウムの影響はほとんどないので問題がないということを表明しています。しかし、衆議院の原子力問題特別委員会でのやり取りでは、経産省か



2020.7.22 日本原燃(株)東京支社前での抗議行動

らは 1.8×10^{16} 乗という答えが出ています。このような食い違いに、明確な回答が出てこないのが不思議でなりません。

福島原発サイトに貯まっている汚染水の問題で扱うトリチウムの量に比べれば、六ヶ所再処理工場から放流されるのが更田院長の計算では約10倍、経産省の計算では約20倍。福島原発サイトでは約30年かけて海に薄めて流すのに比べれば、六ヶ所再処理工場からは原液で毎年垂れ流すというのですから、このダブルスタンダードに驚くと同時に、規制委と経産省の計算式の違いにも驚きを禁じ得ません。

六ヶ所再処理工場から取り出す回収ウランについては、様々な核分裂性の物質が混じるが、核分裂を阻害するものが入っているので、再利用が困難ということが最近明らかになっています。確かに10年前のパンフレットでは、回収ウランを再転換して濃縮して使いますと紹介していましたが、その答えを経産省が出してきました。それはもう駄目と分かっているのに、未だにそれで誤魔化そうとしているので呆れました。

大変残念なやり取りでありましたが、こういうやりとりさえも青森県、日本原燃、六ヶ所村等とのやり取りでは回答が聞けないもどかしさで終わるので、省庁交渉をする意味があります。

当日は午後1時から4時くらいまで交渉があり、その後東京電力前での申し入れ、日本原燃前での申し入れ行動、さらには経産省前での抗議行動が夜8時くらいまで続きましたが、約50名を超える参加者で盛り上がりました。

なお日本原燃の東京支社前での申し入れに関しては、要請文を受け取る部署がないというので、わざわざ六ヶ所村の本社から立地広報担当のN君が来て受け取ったことを紹介しておきます。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2020年

- 4 28 日本原燃：再処理工場の事業変更許可申請に関する20回目の最終補正書を原子力規制委員会に提出。
- 5 12 全国の市民団体や非政府組織（NGO）など210団体：原子力規制委員会に対し、六ヶ所再処理工場の事実上の合格証に当たる「審査書案」について審議を見送るよう求める要望書を提出。当原告団を含む7団体が呼びかけた。
- 13 原告団：核燃研を開催（ZOOMで）。
- 13 原子力規制委員会：再処理工場が新規基準を満たしているとする「審査書案」を了承。事実上の合格で、原燃は2021年度上期の完工を目標としている。
- 13 原告団など青森県内外7団体：再処理工場の安全審査を事実上合格とした原子力規制委員会に対し、抗議文を提出。
- 14 再処理工場の意見公募（パブコメ）開始、締め切りは6月12日。
- 31 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 6 1 原告団：核燃研を開催（ZOOMで）。
- 1 原子力委員会：再処理工場の安全審査を事実上合格とした原子力規制委員会の判断を「妥当」とした。
- 2 三村申吾青森県知事：定例記者会見で、原子力規制委員会が再処理工場の安全審査を事実上合格としたことを受け、官房長官ら関係関係と県幹部が協議する「核燃料サイクル協議会」の開催を「しかるべき時期に強く要求する」と述べた。
- 3 原子力規制委員会の更田豊志委員長：新規基準の審査に事実上合格した再処理工場を巡り、定例会見で、工場の完成に向けた工事の審査などに要する期間について「数年のオーダー（規模）になる」との見通しを述べた。完工を2021年度上期とする原燃の目標に対し、あらためて厳しい認識を示した。
- 15 再処理工場の意見公募（パブコメ）について、意見の総数は約760件だったことが新視力規制庁への取材で分かった。
- 18 日本原燃：再処理工場の分析建屋で、作業員の被ばく管理用に設置している放射線測定器が故障と発表。
- 19 原告団：核燃裁判（新型コロナウイルスの影響で出廷は浅石弁護士と原告2名）。再処理準備書面2通を提出。
- 23 三村申吾知事と鹿内博県議：青森県議会一般質問で、両者が核燃料サイクルを巡って応酬。
- 23 使用済燃料再処理機構：再処理工場の総事業費が従来の算定より約20億円増えたと発表した。総事業費は約13兆9400億円。増額は4年連続となる。
- 25 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。美浜原発から480本（2000ドラム缶）。
- 25 日本原燃：2019年度決算を発表。売上高は、ウラン濃縮事業で設備の保全活動に必要な費用が減少したことなどにより、約1971億4200万円と前年度比約39億6600万円の減収となった。売上原価は同約42億5300万円減の約1626億8400万円。経常利益は同約18億6500万円増の約87億7300万円、法人税などを差し引いた当期純利益は同約11億600万円増の約42億4千万円で、2年連続の減収増益となった。
- 26 日本原燃：ウラン濃縮工場ウラン濃縮建屋（放射線管理区域内）で、負圧を維持するための排風機1台が故障したと発表した。
- 30 使用済燃料再処理機構：2019年度決算を公表。日本原燃への単年度の支出総額は3,499億1,400万円。
- 7 8 青森県反核実行委員会：原水爆禁止日本国民会議などと共に、核燃サイクル政策脱却を求め全国で署名活動を実施すると発表。
- 10 青森県：2019年度に県と県内市町村が受けた電源三法交付金の交付実績を公表。総額は131億8686万円と前年度に比べ5億1622万円減少。
- 12 原告団：事務局会議を開催（八戸市）。
- 14 原告団：核燃研を開催（ZOOMで）。
- 15 日本原燃：再処理工場の安全性向上に向けた工事を報道陣に公開。敷地内では大型クレーンや多数の重機を使って準備工事などが進められ、1日当たり約6千人の社員、作業員が現場で働いている。工期短縮のために1日2交代制にするピーク時には8千人規模に増える見込み。
- 15 原子力規制委員会の更田豊志委員長：定例会見で再処理工場で放射性廃棄物が最長で約19年間、不適切に扱われている問題について、「（2017年に原燃が）是正すべしと指摘を受けてから非常に長い時間が経過していることは問題」と述べた。
- 21 原告団を含む5団体：六ヶ所再処理工場の事実上の合格証に当たる「審査書案」を出さないように「六ヶ所再処理工場の許可をしないで！」要請書を提出。オンラインにて省庁交渉実施。

お知らせ

☆ 核燃裁判

日時：2020年9月11日（金）14:00～

場所：青森地方裁判所

※今回の裁判から開始時間が変更になりました。

☆ 「なくそう原発・核燃、あおりネットワーク」第9回総会

日時：2020年8月30日（日）18:00～

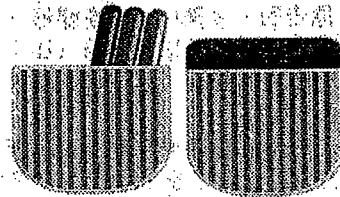
場所：リンクステーションホール青森（青森市文化会館）

☆ 原告団総会

日時：2020年9月11日（金）16:00～

場所：総会に参加できる方は事務局まで

お問い合わせ下さい。



カンパを戴いた方々です（敬称略）。ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

夏期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に夏期カンパの振込用紙を同封しました。何卒よろしく願います。

編集後記

「米トランプ政権は日本に戦闘機F35、105機、総額約2兆4700億円で売却すると議会に通知した」との報道があった。

新型コロナ禍でたいへんな今、大量の戦闘機が本当に必要なのか。命を守るものは軍備ではない。このお金を医療にまわし、医療機関や患者を少しでも多く救うことではないか。この21年間で保健所は71%に削減されている。政治の中で切り捨てられて来た医療、社会保障対策の結果がコロナ感染拡大、コロナ禍対策が難しい状況を作っているのでは。

日本の政治は誰のために進められているのか？

再処理工場も放射性廃棄物最終処分のは棚上げ状態で進めようとしている。

何が新規制基準に適合しているのか、変更許可は疑問だらけである。

伊藤和子

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替：02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

会 員 /年間6000円（購読料共）

サポーター /年間3000円（購読料共）

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.0a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>